

カントにおける自然と理性

神 英 樹*

Kant's "Nature and Reason"

Hideki Jin

要 旨

小論はカントにおける「自然」を『判断力批判』によって考察するものである。我々の理性は「目的」の概念によって「自然」に目的論的体系を構成する。そして地上における被造物のうちで最終の目的であるものとして「人間」を考える。さらにこのわれわれのうちに「目的」となるものを見るなら、それは「心的開発」あるいは「文化」である。この概念（理念）をめぐる考察によってわれわれはカントの人間観・世界観をうかがい知る。

Synopsis

The major purpose of this paper is to offer an outline of Kant's theory on *nature* and *reason*, chiefly referring to his book "The Critic of Judgement"

Our *reason* can build a teleological system of *nature* using the concept of *purpose*. We, as the reasonable human beings, think that mankind is the final purpose of all the creations on the earth. If we look for the purpose within ourselves, we can find it as the *culture*, and we can understand Kant's conception of both human beings and the *world*.

序

小論はカントの自然についての握把をもっぱら『判断力批判』によって考察するものである。言うまでもなくカントにおける自然の概念をひろく見ようとするならばそれはたとえば『純粋理性批判』における自然概念、あるいは『実践理性批判』における「快、不快」¹⁾の感受性等の主観における自然的なもの、さらにまた初期の自然科学的な諸論文においての自然法則のとらえ方などが、カント哲学の体系においてどのような位置を占めているかが明確にされねばならないであろう。しかしここではそれらについては必要最少限におさえることにしたい。

さて『判断力批判』における「自然」は「目的」の概念（理念）を手がかりとして考察される。さらにこの概念によって「合目的性」なる原理が考えられる。われわれの「理性」はこの原理を通して自然を超越論的に考察するのである。したがってここでいうところの自然は自然そのものの存在認識ではなくて、むしろ自然存在の価値的判断であり、意志評価としての自然である。それ故そこにはおそらくカントの自然における人間のとらえ方、即ち人間観・世界観といったものがうかび上って来るに違いない。さらに「文化」あるいは「歴史」に対する観方まで論及されるであろう。しかしこのように立つところは『判断力批判』である。われわれは理性の認識能力の批判のうちで自然を論じて行かねばならない。

さて理性の関心による自然はいかなるものとして論じられるのであろうか。まづ初めにこのような「理性」はカントにおいてどのように説明されるのであろうか。これについてカントは自然に「合目的性 (Zweckmäßigkeit)」²⁾なる形式を規定すべきであるとして論を進める。さらにカントは自然研究に関して「目的論的判定」を蓋然的ではあるが適用しても差支えはないと考える。³⁾ 一般に我々の目に映る自然の多くのものは、

* 講師一般教科

その部分が他の部分に対して原因・結果の関係を持つような意味における「機械的連関」⁴⁾を有するのみならず、部分から成るある個体がそれ全体として、その有機的連関性を成り立たせるための他の原因性を持ち、従ってある目的を有しているかのように思うことが可能である。しかしこの判断は決して必然的ではあり得ず、従って「先験的 (a priori)」ではなくて単に「形而上学的 (metaphysisch)」なものであると言われる。⁵⁾ しかしカントはわれわれの「心的能力 (die Gemütskräfte)」(判断力の使用において調和しつつ遊ぶところの)を、いわば強化したのしませるのに役立つところの「自然の合目的性」なる形式を想定すべき十分な理由をもっていて、これによってわれわれの諸経験は統合されて一個の体系を成すと言うのである。⁶⁾ 言換えるなら、我々の諸経験を統合し一個の体系にもたらしうることが、特殊を普通の下に包摂しようとする我々の判断力にとって満足を与えることであり、そのために自然に合目的性なる原理を前提せざるを得ないというのである。⁷⁾

このようにして自然に目的と合目的性を想定することは我々の理性一般の切なる要求であるとされる。ここに一つ体系家としてのカントを指摘し得る。

さて以上によって前述の理性の関心と自然の合目的性の関連が概略的に説明されたのであるが、それは一体いかなる意味を附せられるのであろうか。自然における「目的」なるものはいかなるものであり、それは我々人間とどういう関連を持つとされるのであろうか。あるいは我々人間を自然の中でどのように位置づけるのか。更に人間のうちにある自然的なものはどのような性質であらうか。

まづ自然目的に対してカントは次のように言う。「もしある物がみずから原因でありまた結果であるならば、そのものは自然目的として実在する。」⁸⁾ このことを説明するに当ってカントは「類 (Gattung)」としての存在である「樹木」の例を挙げている。⁹⁾ そこでは類的存在としての自己産出、すなわち「生殖 (Zeugung)」の事実と、更に樹木の部分の自己産出の実例をもって先の定義の実在性をうらづける。かくしてある物が自然目的として可能であるためには、第一にその部分は全体に関係することによって可能となるということである。換言すれば、元来この物に含まれている一切のものをア・プリオリに規定しなければならないような理念によって、この物は統一されているということである。この場合その物は理性的原因の所産であると言われる¹⁰⁾。ところで一方ある物が自然的所産として、目的に対する関係をその物自身とその内的可能とのうちに含むというのであれば、そのための要件は、その物のすべての部分が互にそれぞれの形式の原因にもなりまた結果にもなるということによって全体的な統一に結びつくということである。¹¹⁾ このような自然の産物においては、いかなる部分も他の一切の部分によってのみ存在すると同時に、また他の一切の部分および全体のために実在する。そののみならずいかなる部分も他の部分を相互的に産出する「器官 (Organ)」であると言われる。¹²⁾

こうしてこの自然の産物は、有機的な存在であると同時に自分自身を有機的に組織する存在者として自然目的と呼ばれる。ここにおいては「内的合目的性」が考えられていると言えよう。そしてこのようなそれ自体自然目的として見なされる物の概念は「構成的 (konstitutiv)」ではなく、「統制的 (regulativ)」なものとして使用され得る¹³⁾のである。即ち我々はこの概念によって目的一般に従う我々の原因性との類比において対象の探求を促進し、またその対象の最高根拠に思いを致すのである。しかしこのことは自然を知るためでも、また自然の根源を知るためでもない。むしろこれは我々の内なる実践的な見地において役立つことになるのである。

さてこのようにして自然目的としての物は有機的存在者であると言われたが、それではそれら相互の外的関係においてはいかなる仕組として考えられるだろうか。それはつまり「外的合目的性」を意味する。これは「自然におけるある物が他の物に対して、目的に対する手段の用をなすような合目的性」¹⁴⁾と言われるところのものである。

今、大地、空気、水等について外的合目的性を考えてみる。ところが、これらについては必ずしも成功しない。カントにとってこれらは「自然の機械的組織のなかの結果としてしか我々の認識し得えないもの」¹⁵⁾である。そして「この道を辿るのでは自然の合目的性に行き合うことが我々にとって不可能である。これが可能であるためには特殊的法則に従う現象の機械的組織の根拠が示されるところの明確な認識—感性的直感とは異なる別の直感と自然の可想の基体に関する認識—が必要である。しかしこれはすべて我々の能力を完全に超えている」¹⁶⁾と言われる。

有機的存在に関しては前述のように「内的合目的性」を考えることは可能であった。そして更に「外的合目

的性」は考えられないであろうか。これに対してカントは「種」の繁殖をはかるための「男女両性の有機的關係」を述べている。¹⁷⁾

さて有機的存在者を分類すると、植物界と動物界が考えられる。この動物界は更に草食動物と肉食動物に分かたれる。そこでそれらの自然の被造物はなんのため存在するかと問うならば、より前に位置するものは順次後のものために存在することが容易に洞察される。そこで最後にそれら全てはなんのために存在するのかと問うならば「それは人間のためなのである」。¹⁸⁾ カントに言わせれば「人間の悟性がこれら一切の被造物の使用を人間に教える」¹⁹⁾ のである。このことは何を意味するか。答えは明瞭である。それは「人間が即ちこの地上における創造の最終の目的である」²⁰⁾ と言わざるを得ない。かくしてまた、「人間はみづから目的の概念を造り出し、また合目的的に形成された物の集合から、自分の理性を用いて目的の体系をつくり得る唯一の存在者なのである」。²¹⁾

このようにして我々は自然の所産に関して目的の概念を手がかりとして目的論的体系を成立させ得る。そして人間を、「すべての有機的存在者と同じく自然目的と見なすばかりでなく、またこの地上の世界における自然の最終の目的と判定するのに十分な理由を持っている」²²⁾ と言ってよい。

以上によって有機的存在者には内的合目的性が考えられ、更にそれらの自然の所産に関して相互的な関係を考察することによって、目的の概念を手がかりとして、外的合目的性を認めることができることとされた。更に諸々の自然の被造物を外的合目的性の原理によって体系づけるならばその中での最終のものは実に人間であると言われたのである。この指摘はこの限りでは特に我々にとって有害な考えではないであろう。しかしそれだけではまたあまり有意義とは言えないだろう。ただ先に触れた有機体における部分と全体の相関関係の理論はカントの人倫の思想として類推することはできよう。そして人間が地上の被造物における目的の最終のものであるという考えも一つの人間観・世界観として一応の古典的成果ではあろう。言換えればこれはカントの目的論的世界観であり、それは目的論の原理によって人間と自然を統一するものとして把握するものである。しかしこの論の限りではカントのカントたる重要な面が欠けているのである。それはこの目的の体系そのものの意味を内側から支えるところの実践的性格である。ふりかえってみるにこれまでに展開された理論はカント一流の超越的理論である。この超越的理論は実に実践的立場から内容を持たされねばならない。

二

実践的立場からカントの自然と人間に関する理論を考えた場合に登場する概念は「文化 (Kultur)」と「幸福 (Glückseligkeit)」であろう。前に自然目的としての人間が語られたのであるが、今その人間そのもののうちに目的として促進されるべきものを考えてみる。そうするとその目的は「仁慈な自然によって充足され得るような種類のもの——即ち幸福であるか、或いは人間が各種の目的を達成するために自然を使用する適性と熟練——即ち人間のクルトゥール (Kultur) かである」。²³⁾ この場合の Kultur はむしろ「心的開発」とすべき内容である。

さてこの場合の「幸福」概念は「人間が抽象によって本能から導来するような概念でもなく、したがってまた人間自身の動物性から得てくるようなものではなくて、ある種の状態の理念—換言すれば、人間が単なる経験的条件のもとで彼の状態をそれに完全に一致させることを欲するような理念」²⁴⁾ にほかならない。ところが人間はこのような理念を「構想力と感覚とからみ合った悟性によって」²⁵⁾ 実にさまざまな仕方で構想してみるばかりでなく、またそのような悟性をしばしば変更もするので「完全な一致」は不可能である。また仮に「自然と結びついた人間の目的」を人間に切実な「自然的欲求 (Naturbedürfnis)」²⁶⁾ にまで引下げるとしてもそれは不可能であろう。なぜならそれは「人間のうちの自然は所有や享楽に関して 何処かで止まり、みづから足ることを知るようなものではない」²⁷⁾ からである。それどころか「人間のうちにある自然的素質に特有な矛盾は、人間を彼自身の編み出した災禍に陥し入れる。そして彼と同じ人類に属する他の人達を、支配の重圧や戦争の残虐によって甚だしい苦境に追いこみ、こうして自分自身の『類』を破滅させるような有様である」。²⁸⁾ それ故我々のそこには極めて慈悲深い自然があってその自然の目的が我々人間の幸福を主旨とするものであるとしてもそれは地上の世界における自然の体系においてはついに達成され得ないと言わねばならない。なぜなら「我々のうちの自然はこのような仁慈な自然を受けつけない」²⁹⁾ からである。こうしてみると人間は結局は自然目的の系列における一つの項にすぎないことになる。

ともあれ「幸福」の概念には、充足されないことと、その矛盾という性質が考えられる。ところで「地上の幸福」は人間のうちの、自然と結びついた目的の「質料 (Materie)」³⁸⁰ であり、一方その「形式的条件」は「自分自身に対して目的を設定し、また彼の自由な目的一般を規定する格律にしたがって、自然を手段として使用する適性 (Tauglichkeit)」³⁸¹ と言われる。そしてこのような適性を産み出すことが人間の「 Kult ール (Kultur)」と言われるのである。

このようにここにおいても『実践理性批判』で、道徳律を導き出したと同じ手法によって、「質料」をのぞき去ってそこに残る「形式」という条件を導き出すのである。さらにつけ加えて言うなら「理性的存在者が任意の目的一般を（しかがってまた自由に）設定し得るような適性を産み出すことが、即ち人間の心的開発なのである」³⁸² となる。そしてこれだけが「人間の最終目的たり得る」³⁸³ のである。かくしてカントにおける自然との関わりにおける実践的立場がたてられるのである。即ち上述の「目的」の質料と形式に関する説明をより平易な表現で言うならば次のようになる。つまり幸福というのは人間が自由によって自然を手段として使用する適性を生み出すことが前提になって初めて可能となるということである。あるいはまた自然の絶対目的は道徳的な主体としての人間であり、それによって自然の全体は、目的の体系として完結性を得るのであるといえよう。

ここにおける構造は注意されなければならない。カントにおいての自然はあくまでも人間的な道徳的価値と密接に結びついた自然なのである。

三

さてここまでの「文化」は「心的開発」としてのものであり、質料（幸福）を産み出すための形式的条件として語られた。しかしここで開発されたもの、言換えれば人間の実践の結果としての文化的なものをカントはどのように観ているかの問題が残る。これをカントは矢張り「心的開発」の能力の条件としての「熟練 (Geschicklichkeit)」を通して説いている。人間の熟練の能力を最もよく発達させる手段は「人間の間の不平等」であり、それにもとづく様々の抗争にもとづくと言われる。³⁴⁾

カントの言葉によればその不平等は「文化や学問・芸術という(生活に比べれば)必要性の少ないことにたづさわっている人々」³⁵⁾ と、「そういう人々の安逸と余暇のために特別の技術を必要としないで、いわば機械的に生活の必要を賄う大多数の人々—彼等はそういう人達のために圧迫された状態に置かれ殆んど楽しみもなく辛い労働にたづさわるのであるが—」³⁶⁾ との間に存在する。そしてこの「高い階級の文化」は次第に労働階級にも拡まっていくのである。ところで文化の進歩につれて「災禍 (plagen)」³⁷⁾ が二つの方面で等しく台頭して来る。即ち一方では「外から来る暴力行為」によるのであり、また他方では「内部の不満」によって生じるのである。カントがこの文化の「輝かしい悲惨 (das glänzende Elend)」³⁸⁾ と呼ぶものは「人類に内在する自然的素質の発展と結びついている」³⁹⁾ のであり、「自然自らの目的は、たとへそれが我々の目的でなくともここにおいて達成される」⁴⁰⁾ のである。

この「災禍」を克服するべきものは何であらうか。カントはこれをも「自然が自分の究極意図を実現するための形式的条件」⁴¹⁾ と説明して「公民的社会 (bürgerliche Gesellschaft)」⁴²⁾ を挙げる。これは「法的体制 (Verfassung)」⁴³⁾ であり、ここにあって互に抗争する自由が合法的強制力によって抑制されるのである。そしてここにおいて初めて人類の自然的素質が最も発展させられ得るのである。しかしこれのみでは未だ充分とは言えない。人間がいかにこのような合法的強制力を発見するほど怜悯であり、またみずから進んでその強制に服するほど賢明であるとしても「国家 (Staat)」⁴⁴⁾ は別である。それは国家は「世界公民の全体 (ein weltbürgerliches Ganze)」⁴⁵⁾ としての全体性を欠き、更にまたそこでは「名誉欲、支配欲、所有欲等がとりわけ強権を握っている」⁴⁶⁾ からである。したがってややもすればそこでは戦争が避けられなくなってしまう。カントにおいても「戦争は最も恐るべき苦難を人類にもたらすものであり、また戦争に対する不断の準備は平時において恐らくいっそう甚しい苦難を人類に課する」⁴⁷⁾ ものである。

しかしながらカントの歴史を観る目はそのまま悲観論で終るものではない。地上の文化の「悲惨」はあくまでも「輝ける悲惨」なのであって、「戦争は人間の（抑えることのできない激情によって昂奮状態に置かれた）無意図的な企てであるにせよ、そうでないにせよ、最高の知慧による極めて隠微な、そしてまた恐

尚小論でもっぱら『判断力批判』によって考察を進めて来たが、カントにおける「文化」あるいは「歴史」に対する広い検討に入ろうとするならば『世界公民の見地における一般史の理念 (Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht. 1784)』あるいは『人間歴史の臆測の起源 (Mutmasslicher Anfang der Menschengeschichte, 1786)』『永遠平和のために (Zum ewigen Frieden. 1795)』その他の著作についても取上げねばならないだろう。しかしそれは題を改めて次の機会に譲ることにする。

- 1) I. Kant, Kritik der praktischen Vernunft. S. 39. (原版頁付による。)
- 2) Kritik der Urteilskraft, S. 267. (原版頁付による。以下 K. d. U. と略記する。)
- 3) a. a. O., S. 269.
- 4) a. a. O.
- 5) a. a. O., S. XXX.
- 6) a. a. O., S. 267.
- 7) K. d. U., S. LV. では「判断力は自由概念と自然概念とを媒介する自然の合目的性という概念を与える」と述べている。また同書 S. XXI では「判断力は悟性および理性と共に上級認識能力として前二者をつなぐ中間項である」と説明している。
- 8) a. a. O., S. 286.
- 9) a. a. O. f.
- 10) a. a. O., S. 291.
- 11) a. a. O.
- 12) a. a. O., S. 291. f.
- 13) a. a. O., S. 294. f.
- 14) a. a. O., S. 379.
- 15) a. a. O., S. 380.
- 16) a. a. O., S. 367.
- 17) a. a. O., S. 381.
- 18) a. a. O., S. 383.
- 19) a. a. O.
- 20) a. a. O.
- 21) a. a. O.
- 22) a. a. O., S. 388.
- 23) a. a. O.
- 24) a. a. O., S. 388. f.
- 25) a. a. O., S. 389.
- 26) a. a. O.
- 27) a. a. O.
- 28) a. a. O. f.
- 29) a. a. O., S. 390.
- 30) a. a. O., S. 391.
- 31) a. a. O.
- 32) a. a. O.
- 33) a. a. O.
- 34) a. a. O., S. 392.
- 35) a. a. O., S. 393.
- 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) a. a. O.
- 46) a. a. O., S. 394.
- 47) 48) a. a. O.
- 49) a. a. O., S. 395.

(昭和45年 1 月19日受理)

Published Weekly, Except on Sundays, Holidays, and When the Journal is on Vacation

Subscription Price, \$5.00 per Annum in Advance

Single Copies, 15 Cents

Entered as Second-Class Matter, May 2, 1912, Post Office at Chicago, Ill., under No. 383,661

Acceptance for mailing at special rate of postage provided for in Act of October 3, 1917, authorized on July 10, 1918

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Copyright, 1918, by American Medical Association

Printed at the American Medical Association, 535 North Dearborn Street, Chicago, Ill.

Published by the American Medical Association, 535 North Dearborn Street, Chicago, Ill.

Subscription orders, notices, and correspondence should be sent to the American Medical Association, 535 North Dearborn Street, Chicago, Ill.

Claims for missing issues will only be considered if made immediately on receipt of following issue

Second-class postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices

Postage paid at Chicago, Ill., and at additional mailing offices